

特定都市河川浸水被害対策法における
雨水浸透阻害行為の許可申請の手引き

令和 8 年 3 月

大分県土木建築部河川課

【 目 次 】

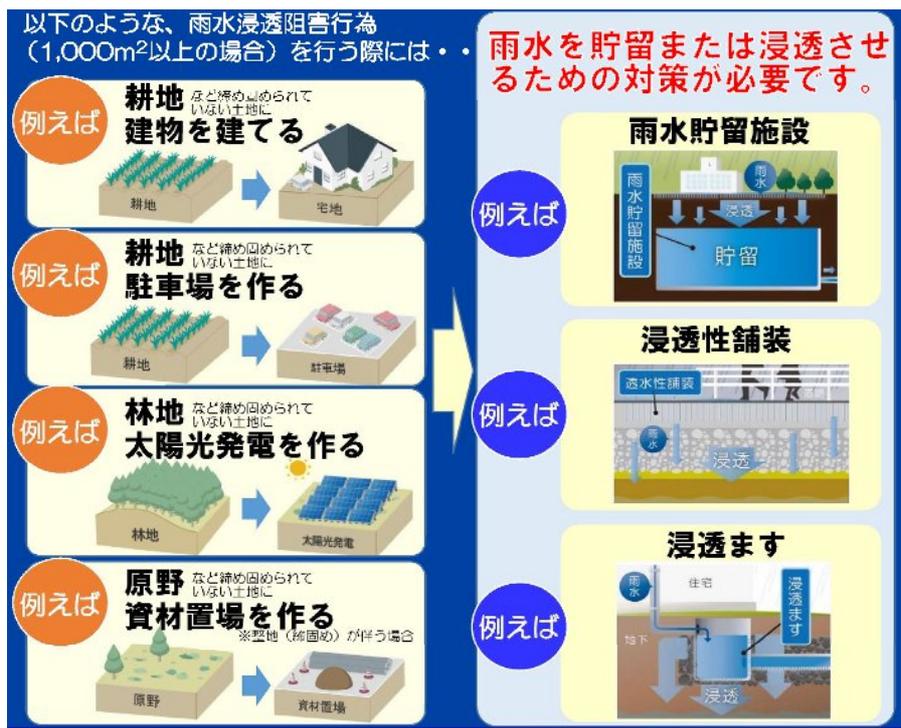
1	はじめに	1-1
1.1	本手引きの目的	1-1
1.2	適用	1-1
1.3	本手引きの位置付け	1-2
2	手続きの概要	2-1
2.1	申請（相談）窓口	2-1
2.2	手続きフロー	2-1
2.3	申請資料等	2-3
2.4	留意事項	2-4
3	事前相談	3-1
3.1	事前相談の趣旨	3-1
3.2	事前相談に必要な資料	3-1
3.3	許可を要する雨水浸透阻害行為	3-2
3.4	土地利用形態の定義と流出係数	3-3
3.5	特定都市河川及び特定都市河川流域	3-5
3.6	雨水浸透阻害行為を行う土地の面積の算定	3-7
4	申請・許可	4-1
4.1	許可申請に必要な資料	4-1
4.2	政令で定められた技術的基準	4-2
4.3	対策工事の検討	4-5
5	対策工事等の実施等	5-1
5.1	対策工事の実施等に必要な資料	5-1
5.2	雨水浸透阻害行為の許可後の主な手続き等	5-2
6	その他	6-1
6.1	罰則	6-1
6.2	各種申請様式	6-3

1 はじめに

1.1 本手引きの目的

特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）（以下「法」という。）第 30 条第 1 項の規定により、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのある行為（以下、「雨水浸透阻害行為」という。）で、1,000m²以上の規模のものを行う者は、あらかじめ、当該雨水浸透阻害行為を行う土地の区域に係る都道府県（当該土地の区域が指定都市や中核市の区域内にある場合にあっては、当該指定都市や中核市）の長（以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければなりません。許可にあたっては、技術的基準に従った雨水の流出抑制対策が必要になります。許可を受けずに雨水浸透阻害行為や雨水貯留浸透施設の機能を阻害する行為をした場合等は法律により罰則があります。（6.1「罰則」をご参照ください。）

このため、上記の許可を要する方々（以下、「開発者等」という。）にとって、その手続き等の一助となることを目的とした「特定都市河川浸水被害対策法における雨水浸透阻害行為の許可申請の手引き」（以下「本手引き」という。）を作成しました。



出典：大分県ホームページ

図 1.1 雨水浸透阻害行為・流出抑制対策イメージ

1.2 適用

本手引きは、法に規定される雨水浸透阻害行為の許可等のうち、大分県内の特定都市河川流域に係るものに適用します。

1.3 本手引きの位置付け

本手引きは、法に規定される雨水浸透阻害行為の許可等について、「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」（令和5年1月、編著：一般財団法人国土技術研究センター、監修：国土交通省水管理・国土保全局）等を参考に、開発者等の申請手続きが円滑に行えるよう、その内容を解説するものです。

2 手続きの概要

2.1 申請（相談）窓口

雨水浸透阻害行為の許可に係る申請窓口は、下表のとおりです。申請手続きでご不明な点につきましては、まずは下表の窓口へ、お問い合わせください。

表 2.1 特定都市河川流域における雨水浸透阻害行為の許可申請（相談）窓口

申請（相談）窓口	連絡先（TEL）
大分県土木建築部河川課	097-506-4601

2.2 手続きフロー

雨水浸透阻害行為の許可に係る手続きのフローは、下図のとおりです。

なお、雨水浸透阻害行為の許可により、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条（開発行為の許可）や、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2（開発行為の許可）等、他法令の許可申請が不要になるわけではありませんので、ご注意ください。

また、本法と他法令とそれぞれで流出抑制対策を求められる場合は、各々の基準を満足する必要があります。

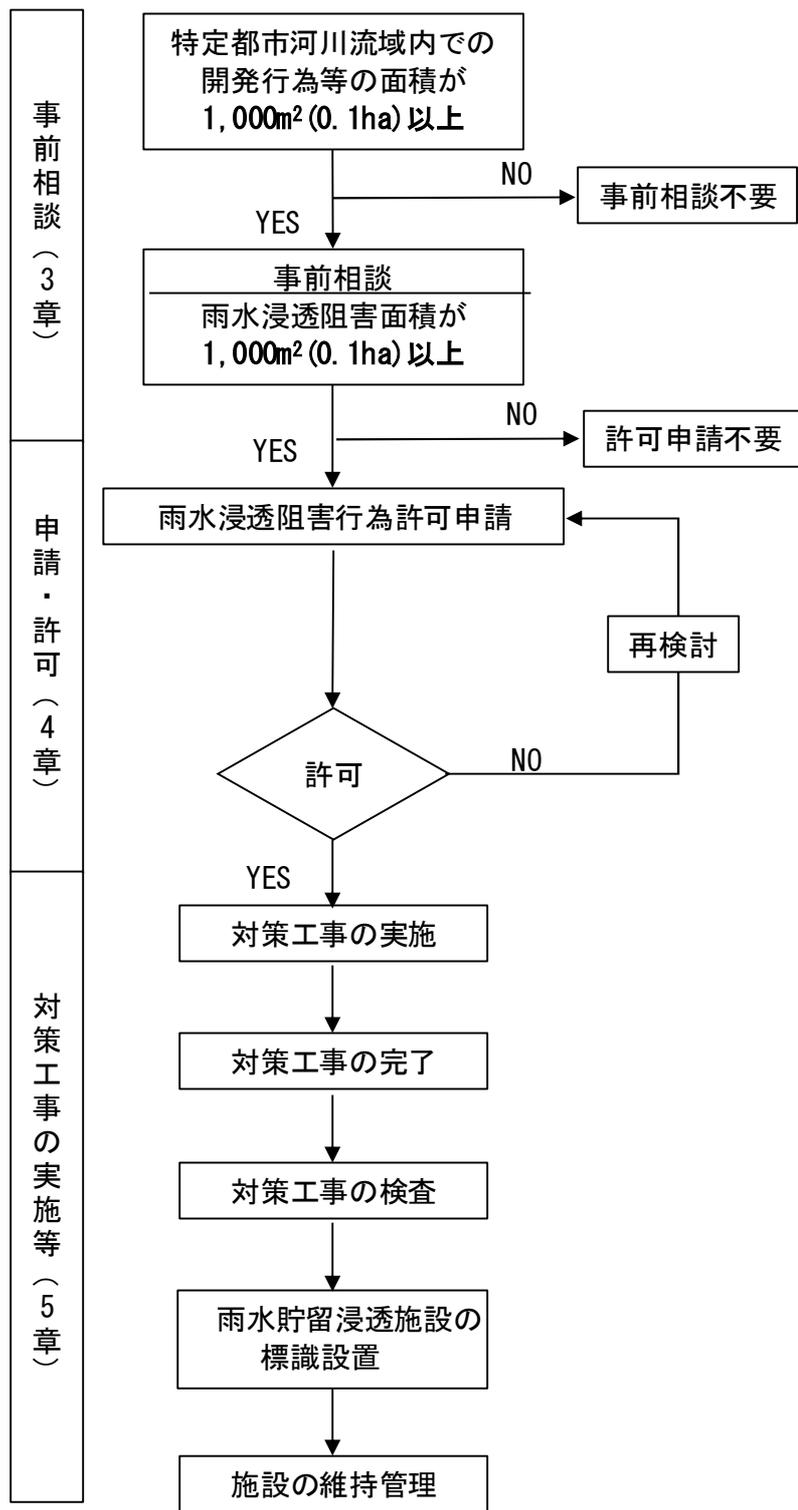


図 2.1 雨水浸透阻害行為の許可に係る手続きフロー図

2.3 申請資料等

事前相談や許可申請等に必要な資料は、下記のとおりです。

表 2.2 事前相談や許可申請等に必要な資料一覧

【書類関係】

提出時点			様式名	名称	提出部数
相談	申請	その他			
○			申請様式-1	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	2
	○		別記様式第2	雨水浸透阻害行為許可申請(協議)書	2
		工事完了	別記様式第3	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	2
		工事廃止	別記様式第4	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出	2
		工事廃止	-	廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類	2
	○		別記様式第6	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請(協議)書	2
○	○		申請様式-2	行為前後の土地利用区分面積表	2
	○		申請様式-3	雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値	2
	○		申請様式-4	政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類	2
	○		申請様式-5	雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	2
	○		第1号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	2
		変更	第2号様式	雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書	2
		変更	第3号様式	雨水浸透阻害行為変更届出書	2
		工事着手	第4号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	2
		その他	その他様式-1	施設管理者等変更届出書(雨水貯留浸透施設用)	2

【図面関係】

提出時点			様式名	名称	提出部数
相談	申請	その他			
○	○		図面-1	行為区域位置図	2
○	○		図面-2	行為区域区域図	2
○	○		図面-3	現況地形図	2
○	○		図面-4	現況土地利用求積図	2
○	○		図面-5	土地利用計画図	2
○	○		図面-6	土地利用計画求積図	2
(※)	○		図面-7	排水施設計画平面図	2
	○		図面-8	対策工事の位置図	2
	○		図面-9	対策工事の計画図 ①形状 ②構造の詳細	2
	○		図面-10	標識設置位置図	2
		工事廃止	図面-11	廃止時の当該土地の現況地形図 (雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合)	2
		工事完了	図面-12	設置した雨水浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面	2
		工事完了	図面-13	設置した雨水浸透施設の構造詳細図	2

(※)については、事前相談時に作成していれば添付してください。

【その他資料関係】

提出時点			様式名	名称	提出部数
相談	申請	その他			
○	○		資料-1	現況写真	2
○	○		資料-2	土地の登記事項を示す書類(全部事項証明書の写し)	2
○	○		資料-3	公図の写し	2
	○		資料-4	工事工程表(任意様式)	2
○	○		資料-5	その他必要に応じて用意する書類	2
(※)	○		資料-6	開発許可等に伴う対策量算定結果	2
	○		資料-7	事業概要書	2

(※)については、事前相談時に作成していれば添付してください。

表 2.2-2 図面に明示すべき事項

図面番号	名称	明示すべき事項
図面-1	行為区域位置図	地形図に行為区域の位置を赤色で表示。
図面-2	行為区域区域図	行為区域の区域、県界、市町村界、市町村区域内の町又は字の境界、土地の地番、土地の形状。
図面-3	現況地形図	地形、行為区域の境界並びに流出係数の区分ごとの現況(行為前)土地利用形態及び当該土地利用形態ごとの面積(申請様式-2の行為前面積)、また既存排水施設の位置。なお、等高線は、2メートルの標高差を示すもの。
図面-4	現況土地利用求積図	現況地形図(行為前)(図面-3)で明示した、土地利用形態ごとの面積の根拠となる求積図。
図面-5	土地利用計画図	行為区域の境界並びに流出係数の区分ごとの計画(行為後)土地利用形態及び当該土地利用形態ごとの面積(申請様式-2の現況(行為前)土地利用形態ごとに整理された行為后面積)、また計画排水施設の位置。
図面-6	土地利用計画求積図	土地利用計画図(行為後)(図面-5)で明示した、土地利用形態ごとの面積の根拠となる求積図。
図面-7	排水施設計画平面図	排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称。
図面-8	対策工事の位置図	対策工事の計画位置又は計画区域及び集水区域
図面-9	対策工事の計画図 ①雨水貯留浸透施設の形状 ②雨水貯留浸透施設の構造の詳細 (プラスチック製品の品質証明書)	①平面図、縦断面図及び横断面図により示す。 ②流入口及び放流口の構造を含むもの。
図面-10	標識設置位置図	1/2,500以上
図面-11	廃止時の当該土地の現況地形図 (雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合)	1/2,500以上
図面-12	設置した雨水浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面	平面図、縦断面図及び横断面図により示す。
図面-13	設置した雨水貯留浸透施設の構造詳細図(プラスチック製品の品質証明書)	流入口及び放流口の構造を含むもの。

2.4 留意事項

事前相談や申請・許可にあたっては、本手引きの3章や4章を必ずご確認ください。

また、申請手続きには、その内容の確認等に期間を要することから、まずは早めの事前相談をお願いします。

3 事前相談

3.1 事前相談の趣旨

雨水浸透阻害行為の許可に係る事前相談は、開発者等の行為が許可を要するものであるか、事前に判断を行い、以降の申請手続きを円滑に行うために実施するものです。

したがって、雨水浸透阻害行為であるかどうかに関わらず、特定都市河川流域内での開発等の面積が 1,000 m² (0.1ha) 以上の場合は、「3.2 事前相談に必要な資料」を作成の上、「2.1 申請（相談）窓口」へご提出ください。

3.2 事前相談に必要な資料

事前相談に必要な資料は表 3.1 のとおりです。当該資料をもとに、雨水浸透阻害行為の許可の可否を判断します。

表 3.1 事前相談に必要な資料

【書類関係】

様式名	名称	提出部数
申請様式-1	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	2
申請様式-2	行為前後の土地利用区分面積表	2

【図面関係】

様式名	名称	縮尺	提出部数
図面-1	行為区域位置図	1/50,000 以上	2
図面-2	行為区域区域図	1/2,500 以上	2
図面-3	現況地形図	1/2,500 以上	2
図面-4	現況土地利用求積図	1/2,500 以上	2
図面-5	土地利用計画図	1/2,500 以上	2
図面-6	土地利用計画求積図	1/2,500 以上	2
図面-7(※)	排水施設計画平面図	1/2,500 以上	1

(※)については、事前相談時に作成していれば添付してください。

【その他資料関係】

様式名	名称	提出部数
資料-1	現況写真	2
資料-2	土地の登記事項を示す書類(全部事項証明書の写し)	2
資料-3	公図の写し	2
資料-5	その他必要な書類	2
資料-6(※)	開発許可等に伴う対策量算定結果	2

(※)については、事前相談時に作成していれば添付してください。

3.3 許可を要する雨水浸透阻害行為

流出雨水量を増大させるおそれのある「雨水浸透阻害行為」とは、雨水が流出しにくい山地、林地、耕地、及びローラー等の建設機械を用いて締め固められていない土地など、宅地等以外の土地において行われる、以下の(1)～(3)に該当する行為です。その規模が1,000㎡以上の行為については、法第30条の規定により、許可が必要となります。

- (1) 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- (2) 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、(1)に該当するものを除く。）
- (3) (1)及び(2)のほかに、土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある次の行為
 - ・ ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為(政令第8条第1号)
 - ・ ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地で行われる行為を除く。）(政令第8条第2号)

なお、「宅地等」とは、法第2条第9項及び特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）（以下、「政令」という。）第1条第1項に規定される、利用形態が、宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道路線及び飛行場となっている土地です。

雨水浸透阻害行為の許可の要否については、表 3.2 をご参考ください。

表 3.2 雨水浸透阻害行為の許可の要否に係る一覧表

		行為前の土地利用																
		告示別表 1 (宅地等)					告示別表 2 (舗装された土地)		告示別表 3 (土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地)		告示別表 4 (別表 1~3 以外の土地)							
		宅地	池沼・水路・ため池	道路	鉄道線路	飛行場	コンクリート (法面除く)	コンクリート (法面)	ゴルフ場 運動場 類*	締め固められた 土地	山地	人工 植生 法面	林地・耕地・ 原野類					
行為後の土地利用	宅地	宅地等における行為は 法第 30 条各号の規定する 雨水浸透阻害行為に該当しない					政令第 7 条第 2 号の規定 により舗装された土地 における行為は許可を 要しない		法第 30 条第 1 号に該当する行為 宅地等にするために行う土地の形質の変更									
	池沼・水路・ ため池													法第 30 条第 2 号に該当する行為 土地の舗装 (コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うこと)				
	道路								政令第 8 条第 1 号に該当しない		政令第 8 条第 1 号に該当する行為							
	鉄道線路								政令第 8 条第 2 号除外規定 により該当しない		政令第 8 条第 2 号に該当する行為							
	飛行場								法第 30 条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない									
	コンクリート (法面除く)																	
	コンクリート (法面)																	
	ゴルフ場 運動場 類**																	
	締め固められた 土地																	
	山地																	
人工植生法面																		
林地・耕地・ 原野類																		

※雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る

告示：流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示(平成 16 年国土交通省告示第 521 号)

ケース	該当	備考
ため池を埋め立てて、宅地として造成する	×	ため池は「宅地等」に含まれる
未舗装道路を舗装する	×	道路は舗装、未舗装に関わらず「宅地等」に含まれる
森林に排水施設を伴わないゴルフコースを設置する	×	排水施設を伴うゴルフ場の場合は該当する
水田を整地して、未舗装駐車場として造成する	○	土地を締め固める行為に該当する
未舗装駐車場を舗装する	○	締め固められた土地での舗装に該当する
公共事業として農林地等において舗装を行う	○	事業の目的や主体によらない(行為の内容に着目)
農地を底面をコンクリートで覆った農作物栽培高度化施設にする	○	土地の舗装に該当する
森林を伐採した上で、太陽光発電施設を設置する	○	土地の宅地化に該当する

○：雨水浸透阻害行為であり、許可を要する

×：雨水浸透阻害行為でなく、許可を要しない

3.4 土地利用形態の定義と流出係数

表 3.2 に示す土地利用形態の定義と流出係数については、表 3.3 をご参考ください。

なお、土地利用形態の判断にあたっては、申請時点における最新の土地利用状況に基づいて行うことが基本であり、現地写真や航空写真、また登記書類等により判断することになりますが、これにより難しい場合は、課税の状況確認や農業委員会への意見聴取により、総合的に判断します。

また、流出係数については、流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示(平成 16 年国土交通省告示第 521 号)で定められた値を基本とします。なお、これにより難しい場合は、別途ご相談ください。

表 3.3(1) 土地利用形態の定義と流出係数

種別	土地利用形態	定義等	流出係数
宅地等※1	①宅地	定義	0.90
		備考	
	②池沼	定義	1.00
		備考	
	③水路	定義	1.00
		備考	
	④ため池	定義	1.00
備考			
⑤道路	定義	【法面なし】 0.90	
	備考		
⑥鉄道線路	定義	【法面あり】 ※4のとおり	
	備考		
⑦飛行場	定義	0.90	
	備考		
舗装された土地※2	⑧コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)	定義	0.95
	⑨コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	定義	1.00
土地かおらそのれ流の出あ雨水行量為をに増係加るさ土せ地る※3	⑩ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	定義	0.50
		備考	
	⑪運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	定義	0.80
		備考	
	⑫ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	定義	0.50
		備考	

※1 流出雨量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示(平成16年国土交通省告示第521号)別表1
 ※2) " 別表2
 ※3) " 別表3
 ※4) 法面(コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。)及び法面以外の土地(流出係数は0.90とする。)の面積により加重平均して算出される値

表 3.3(2) 土地利用形態の定義と流出係数

種別	土地利用形態	定義等	流出係数	
上記以外の土地※5	⑬山地	定義	○平均勾配が10%以上の土地。(①～⑭、⑱～㉑に掲げるものを除く。)	0.30
		備考	○平均勾配(I)については、標高を読み取ることができる図面から流域界を判別し、流域内最高地点(H1)及び最低地点(H2)、また最高地点と最低地点の間の流路延長(L)を取得し、「 $I = (H1-H2)/L$ 」で算定する。 ○なお、最低地点(H2)は通常流末地点である。	
	⑭人工的に造成され植生に覆われた法面	定義	○人工的に造成され、植生に覆われた法面。	0.40
		備考		
	⑮林地、原野	定義	○平均勾配が10%未満で一体的に林、又は草地等を形成している土地(①～⑭、⑱、㉑に掲げるものを除く。)	0.20
		備考	○平均勾配(I)については、標高を読み取ることができる図面から流域界を判別し、流域内最高地点(H1)及び最低地点(H2)、また最高地点と最低地点の間の流路延長(L)を取得し、「 $I = (H1-H2)/L$ 」で算定する。 ○なお、最低地点(H2)は通常流末地点である。	
	⑯耕地	定義	○耕作の目的に供される土地。(水田(灌漑中であるか否かを問わない)を含む。)	0.20
		備考		
	⑰ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	定義	○ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地。	0.20
		備考		

※5) 流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示(平成16年国土交通省告示第521号)別表4

3.5 特定都市河川及び特定都市河川流域

本県に係る特定都市河川及び特定都市河川流域の指定状況については、下記の大分県ホームページアドレスをご確認ください。

○大分県ホームページアドレス

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17200/tokuteitoshi-kyokashinsei.html>



上記の県ホームページでは特定都市河川流域の詳細図をPDF形式で公表していますので、当該データから、開発等の区域が特定都市河川流域内であるかどうかを確認してください。

なお、流域界付近での開発行為である等、特定都市河川流域内であるかどうか判断に迷う場合は、「2.1 申請(相談)窓口」へお問い合わせください。

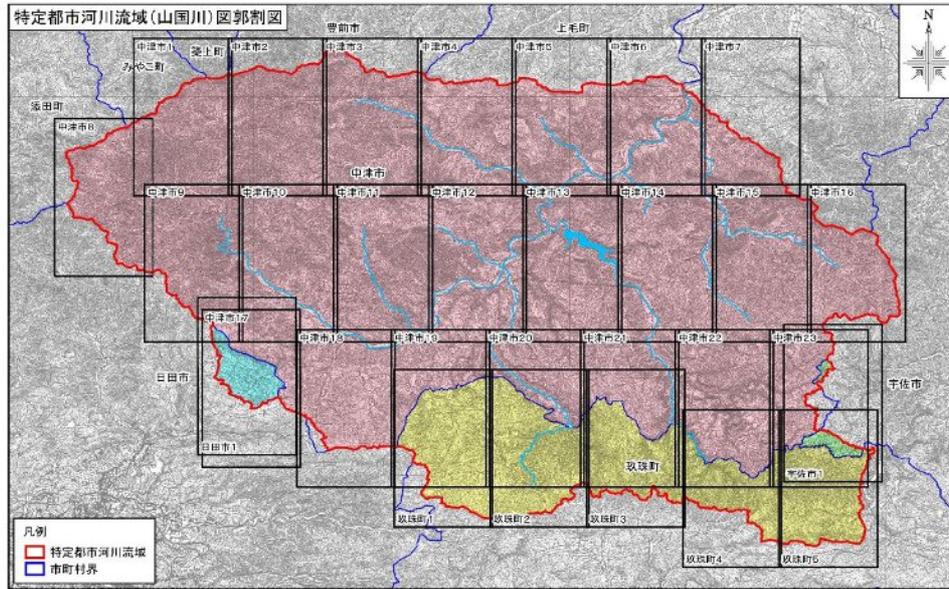


図 3.1 特定都市河川及び特定都市河川流域の全体図例（山国川）

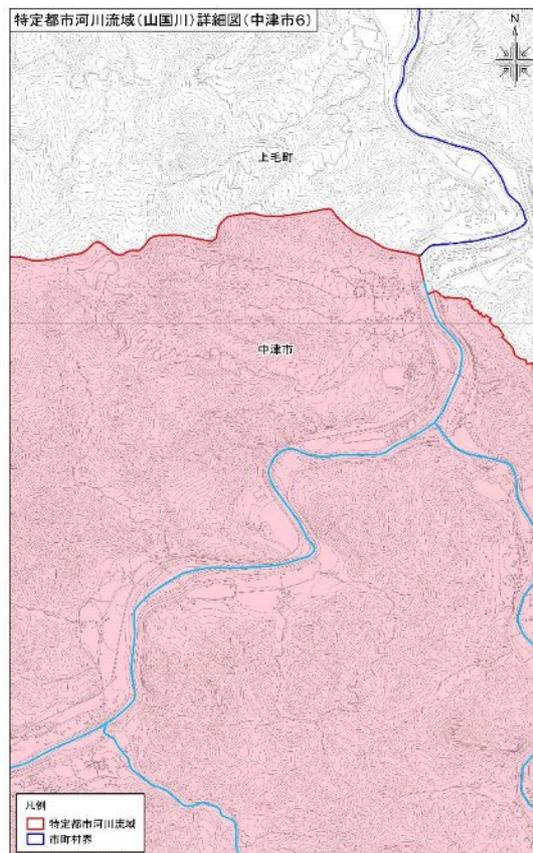


図 3.2 特定都市河川流域の詳細図例（図 3.1 全体図の 6）

3.6 雨水浸透阻害行為を行う土地の面積の算定

雨水浸透阻害行為をする土地の面積の算定は、開発等の行為の区域のうち、雨水浸透阻害行為を行おうとする宅地等以外の土地の面積の合計によるものとし、申請様式-2や図面-3~6により算定することを基本とします。なお、面積は鉛直投影面積とします。

様式の作成や面積の算定にあたっては、下記の作業1~6をご参考ください。

作業1 行為区域位置図の作成（例示）（図面-1）

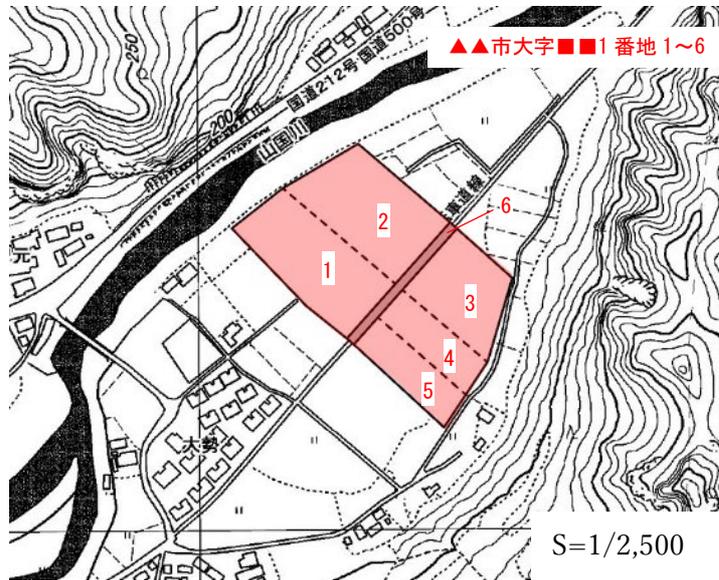
地形図縮尺 1/50,000 以上として行為区域の位置を表示する。「位置」は地番を表示してください。



S=1/25,000

作業2 行為区域区域図の作成（例示）（図面-2）

縮尺 1/2,500 以上として、以下を表示してください。
行為区域（事業エリア全体）・県界・市町村境並びに土地の地番及び形状



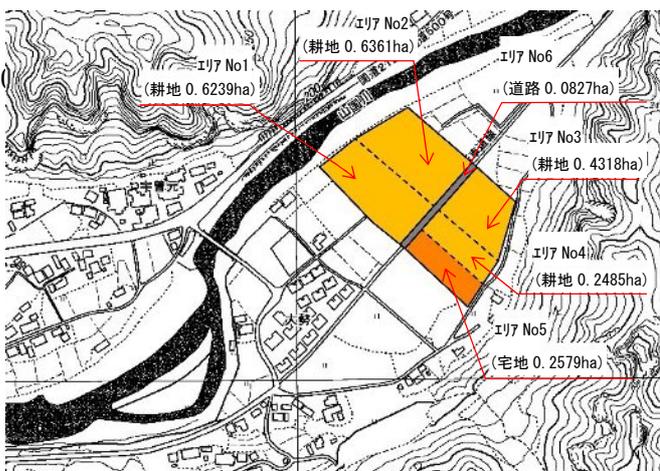
作業3 現況土地利用図（現況土地利用区分明示）の作成（例示）（図面-3）

縮尺 1/2,500 以上として、地形（等高線は2mの標高差を示すもの）、行為区域の境界並びに土地利用区分ごと（流出係数の区分ごとの土地利用形態及び当該土地利用形態）の面積を明示してください（※1）

（※1）着色等の工夫が望まれます。

土地利用区分及び土地利用の判別は、課税地目（土地登記簿謄本）、現況の土地利用形態等から行います。

区分・エリアごとに一連の任意 NO を付与します。



No	宅地等※		林地・耕地・原野等	計
	宅地	道路		
1	-	-	0.6239	0.6239
2	-	-	0.6361	0.6361
3	-	-	0.4318	0.4318
4	-	-	0.2485	0.2485
5	0.2579	-	-	0.2579
6	-	0.0827	-	0.0827
計	0.2579	0.0827	1.9403	2.2809

※「宅地等」とは宅地、池沼、水路、ため池、道路等雨水が浸透しにくい土地として政令で定めるものをさします。

現況地形図（行為前）（図面-3）で明示した、土地利用形態ごとの面積の根拠となる現況土地利用求積図（図面-4）を作成して提出してください。

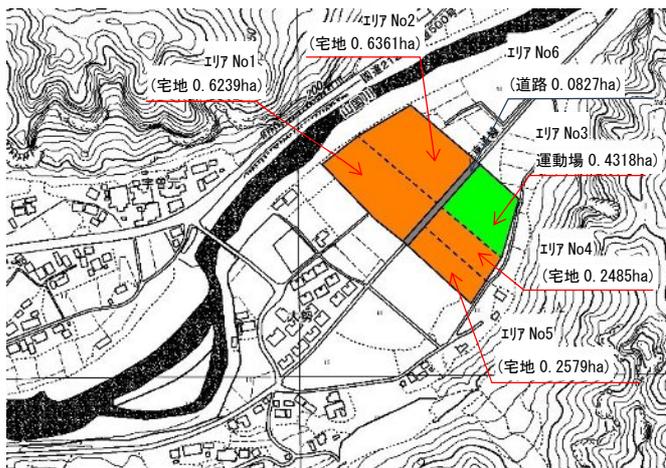
作業4 土地利用計画図（計画土地利用区分明示）の作成（図面-5）

雨水浸透阻害行為区域の境界並びに土地利用区分（流出係数の区分ごとの土地利用形態及び当該土地利用形態）ごとの面積を明示してください。（※1）。

（※1）着色等の工夫が望まれます。

○計画土地利用の区分は作業3と同様18区分に基づき判別してください（区分は申請様式-2参照）。

○区分ごと・エリアごとに一連の任意Noを付与します。



No	宅地等※		運動場	計
	宅地	道路		
1	0.6239	-	-	0.6239
2	0.6361	-	-	0.6361
3	-	-	0.4318	0.4318
4	0.2485	-	-	0.2485
5	0.2579	-	-	0.2579
6	-	0.0827	-	0.0827
計	1.7664	0.0827	0.4318	2.2809

※「宅地等」とは宅地、池沼、水路、ため池、道路等雨水が浸透しにくい土地として政令で定めるものをさします。

土地利用計画図（行為後）（図面-5）で明示した、土地利用形態ごとの面積の根拠となる土地利用計画求積図（図面-6）を作成して提出してください。

作業5 現況土地利用区分ごとの面積集計（申請様式-2）

作業3、4で判別した現況・計画土地利用区分を基に区分ごと・エリアごとの面積を申請様式-2に記入し、集計する。

【留意事項】

現況及び計画の事業エリア内の土地利用面積は必ず一致することを確認してください。

作業6 雨水浸透阻害行為面積の算定（申請様式-2）

現況で宅地等に含まれる面積を除外した雨水浸透阻害行為に該当する面積を算定します。（申請様式-2で自動算定、次ページにて例示）。

1,000m²を超える場合は法第30条許可申請の対象となります。

【例示解説】

今回のケースでは、開発区域2.2809haに対し、現況（行為前）で既に宅地等であった面積0.3406ha（エリアNo.5、6）を除いた1.9403haが雨水浸透阻害行為面積となり、1,000m²（0.1ha）を超えることから、許可申請が必要となります。

表 3.4 申請様式-2(行為前後の土地利用区分面積表)の記入

行為前		行為後											申請様式-2			
事業区域に含まれるすべての地番を記入してください。		面積 (ha)														
土地利用形態区分	流出係数	宅地等に該当する土地				宅地等以外の土地				告示別表 4			その他			
		告示別表 1	告示別表 2	告示別表 3	告示別表 4	告示別表 5	告示別表 6	告示別表 7	告示別表 8	告示別表 9	告示別表 10	告示別表 11	告示別表 12	告示別表 13	告示別表 14	
① 宅地	② 池沼	③ 水路	④ ため池	⑤ 道路	⑥ 鉄道線路	⑦ 飛行場	⑧ コンクリート等	⑨ コンクリート等	⑩ ゴルフ場	⑪ 運動場	⑫ 公園	⑬ 山地	⑭ 人工樹生法面	⑮ 林地・原野類	⑯ 耕地面積	⑰ 認められていない土地
計	0.90	1.00	1.00	1.00	0.90	0.90	0.95	1.00	0.50	0.80	0.50	0.30	0.40	0.20	0.20	0.20
告示別表 1	0.90	1.00	1.00	1.00	0.90	0.90	0.95	1.00	0.50	0.80	0.50	0.30	0.40	0.20	0.20	0.20
宅地等に該当する土地	0.90	1.00	1.00	1.00	0.90	0.90	0.95	1.00	0.50	0.80	0.50	0.30	0.40	0.20	0.20	0.20
告示別表 2	0.90	1.00	1.00	1.00	0.90	0.90	0.95	1.00	0.50	0.80	0.50	0.30	0.40	0.20	0.20	0.20
宅地等以外の土地	0.90	1.00	1.00	1.00	0.90	0.90	0.95	1.00	0.50	0.80	0.50	0.30	0.40	0.20	0.20	0.20
告示別表 3	0.90	1.00	1.00	1.00	0.90	0.90	0.95	1.00	0.50	0.80	0.50	0.30	0.40	0.20	0.20	0.20
告示別表 4	0.90	1.00	1.00	1.00	0.90	0.90	0.95	1.00	0.50	0.80	0.50	0.30	0.40	0.20	0.20	0.20
その他	0.90	1.00	1.00	1.00	0.90	0.90	0.95	1.00	0.50	0.80	0.50	0.30	0.40	0.20	0.20	0.20
小計	0.90	1.00	1.00	1.00	0.90	0.90	0.95	1.00	0.50	0.80	0.50	0.30	0.40	0.20	0.20	0.20
合計	0.90	1.00	1.00	1.00	0.90	0.90	0.95	1.00	0.50	0.80	0.50	0.30	0.40	0.20	0.20	0.20
平均流出係数	0.90	1.00	1.00	1.00	0.90	0.90	0.95	1.00	0.50	0.80	0.50	0.30	0.40	0.20	0.20	0.20
雨水浸透阻害行為の該当面積 (ha)	1.5085	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
自動計算	1.5085	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

事業区域に含まれるすべての地番を記入してください。

現況(行為前)土地利用形態ごとの面積(ha)を入力してください。なお、面積は小数点以下4桁までの表示とします。

現況(行為前)土地利用形態ごとに整理された計画(行為後)土地利用面積を入力してください。なお、面積は小数点以下4桁までの表示とし、計が行為前面積と必ず等しくなるようにしてください。

法面を有する場合は、加重平均により算出した流出係数を入力してください。

自動計算

黄色に着色したセルが、雨水浸透阻害行為に該当する面積です。(記入例用に着色したもので、申請時には着色不要)

自動計算

4 申請・許可

4.1 許可申請に必要な資料

「3 事前相談」で雨水浸透阻害行為の許可申請が必要となった場合は、表 4.1 の資料を作成し、「2.1 申請（相談）窓口」へご提出ください。雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するための対策工事（以下、「対策工事」という。）の計画が、政令で定められた技術的基準に従い講じたものであるかどうか等の審査を行います。

表 4.1 許可申請に必要な資料

【書類関係】

様式名	名称	明示すべき事項
別記様式第 2	雨水浸透阻害行為許可申請(協議)書	
第 1 号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	工事の計画の方針、行為区域内の土地の現況及び土地利用計画並びに対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画
申請様式-2	行為前後の土地利用区分面積表	(事前相談時作成)
申請様式-3	雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値	
申請様式-4	政令第 9 条第 1 項に規定する技術的基準に適合することを証する書類	
申請様式-5	雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	

【図面関係】

様式名	名称	縮尺	明示すべき事項
図面-1	行為区域位置図	1/50,000 以上	(事前相談時作成)
図面-2	行為区域区域図	1/2,500 以上	(事前相談時作成)
図面-3	現況地形図	1/2,500 以上	(事前相談時作成)
図面-4	現況土地利用求積図	1/2,500 以上	(事前相談時作成)
図面-5	土地利用計画図	1/2,500 以上	(事前相談時作成)
図面-6	土地利用計画求積図	1/2,500 以上	(事前相談時作成)
図面-7	排水施設計画平面図	1/2,500 以上	排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称
図面-8	対策工事の位置図	1/2,500 以上	対策工事の計画位置または計画区域及び集水区域
図面-9	対策工事の計画図 ①雨水貯留浸透施設の形状 ②雨水貯留浸透施設の構造の詳細 (プラスチック製品の品質証明)	①:1/2,500 以上 ②:1/500 以上	①平面図、縦断面図及び横断面図により示す。 ②流入口及び放流口の構造を含むもの。
図面-10	標識設置位置図	1/2,500 以上	

【その他資料関係】

様式名	名称
資料-1	現況写真(写真撮影位置図を添付)
資料-2	土地の登記事項を示す書類(全部事項証明書の写し)
資料-3	公図の写し
資料-4	工事工程表(任意様式)
資料-5	その他必要に応じて用意する書類
資料-6	開発許可等に伴う対策量算定結果
資料-7	事業概要書

4.2 政令で定められた技術的基準

対策工事の必要最低限の技術的基準は、雨水浸透阻害行為を行う土地の区域において、政令第9条、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号）（以下、「規則」という。）第21条で定める基準降雨が発生した場合においても、流出雨水量の最大値が、当該雨水浸透阻害行為によって増加することのないよう定められたものです。

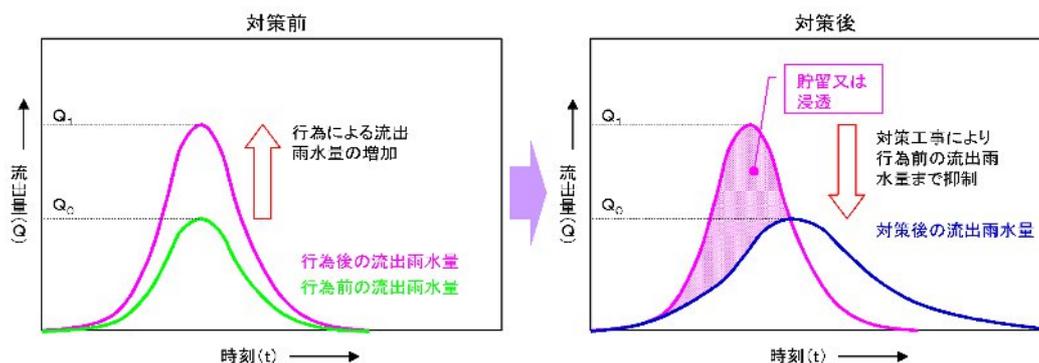


図 4.1 対策工事による流出雨水量の抑制イメージ

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

(1) 基準降雨

基準降雨は、特定都市河川流域において10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨であり、当該基準降雨は、継続時間を24時間とする中央集中型波形の降雨の降雨強度値の10分ごとの推移を表により示すものとされています。（表4.2参照。）

基準降雨については、「3.5 特定都市河川及び特定都市河川流域」と同様、大分県のホームページで公表しています。

○大分県ホームページアドレス

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17200/tokuteitoshi-kyokashinsei.html>



なお、基準降雨は、既存の降雨観測記録から降雨継続時間と降雨強度の関係について統計処理して設定することを標準とされており、当県の基準降雨についても、同様の考え方で設定しています。

表 4.2 基準降雨の例

【特定都市河川流域（山国川流域）の基準降雨】

地区名：日田（1.1）		24時間総雨量		：		266.9 mm					
降雨波形：中央集中型		最大降雨強度（1時間）		：		73.2 mm/h					
生起確率：10年に1度		最大降雨強度（10分間）		：		156.3 mm/h					
時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	4.0	6	0-10	6.5	12	0-10	86.1	18	0-10	6.3
	10-20	4.0		10-20	6.6		10-20	51.5		10-20	6.2
	20-30	4.1		20-30	6.8		20-30	38.2		20-30	6.1
	30-40	4.1		30-40	6.9		30-40	31.0		30-40	6.0
	40-50	4.2		40-50	7.1		40-50	26.3		40-50	5.9
	50-60	4.2		50-60	7.2		50-60	23.1		50-60	5.8
1	0-10	4.2	7	0-10	7.4	13	0-10	20.6	19	0-10	5.7
	10-20	4.3		10-20	7.6		10-20	18.7		10-20	5.6
	20-30	4.3		20-30	7.8		20-30	17.2		20-30	5.5
	30-40	4.4		30-40	8.0		30-40	16.0		30-40	5.4
	40-50	4.4		40-50	8.2		40-50	14.9		40-50	5.3
	50-60	4.5		50-60	8.4		50-60	14.0		50-60	5.3
2	0-10	4.5	8	0-10	8.7	14	0-10	13.2	20	0-10	5.2
	10-20	4.6		10-20	9.0		10-20	12.5		10-20	5.1
	20-30	4.6		20-30	9.2		20-30	11.9		20-30	5.1
	30-40	4.7		30-40	9.6		30-40	11.4		30-40	5.0
	40-50	4.8		40-50	9.9		40-50	10.9		40-50	4.9
	50-60	4.8		50-60	10.3		50-60	10.5		50-60	4.9
3	0-10	4.9	9	0-10	10.7	15	0-10	10.1	21	0-10	4.8
	10-20	5.0		10-20	11.2		10-20	9.7		10-20	4.7
	20-30	5.0		20-30	11.7		20-30	9.4		20-30	4.7
	30-40	5.1		30-40	12.2		30-40	9.1		30-40	4.6
	40-50	5.2		40-50	12.9		40-50	8.8		40-50	4.6
	50-60	5.2		50-60	13.6		50-60	8.6		50-60	4.5
4	0-10	5.3	10	0-10	14.4	16	0-10	8.3	22	0-10	4.5
	10-20	5.4		10-20	15.4		10-20	8.1		10-20	4.4
	20-30	5.5		20-30	16.6		20-30	7.9		20-30	4.4
	30-40	5.6		30-40	17.9		30-40	7.7		30-40	4.3
	40-50	5.6		40-50	19.6		40-50	7.5		40-50	4.3
	50-60	5.7		50-60	21.8		50-60	7.3		50-60	4.2
5	0-10	5.8	11	0-10	24.6	17	0-10	7.1	23	0-10	4.2
	10-20	5.9		10-20	28.4		10-20	7.0		10-20	4.1
	20-30	6.0		20-30	34.2		20-30	6.8		20-30	4.1
	30-40	6.1		30-40	43.7		30-40	6.7		30-40	4.1
	40-50	6.3		40-50	63.6		40-50	6.6		40-50	4.0
	50-60	6.4		50-60	156.3		50-60	6.4		50-60	4.0

※「大分県確率降雨強度式 令和4年改訂版（R4.4大分県土木建築部河川課）」より作成

$$R_{10} = (1340.9 / (t^{2/3} + 4.793)) \times 1.1 \quad \text{小数点以下2桁を四捨五入}$$

(2) 流出係数

流出係数については、「3.4 土地利用形態の定義と流出係数」をご確認ください。

(3) 対策工事の規模の算定

ア 流出雨水量の算定

流出雨水量は次に掲げる式により、10分ごとに算定します。

$$Q = 1/360 \times f \times r \times A \times 1/10,000$$

Q : 行為区域からの流出雨水量 (m³/s)

f : 行為区域の平均流出係数

r : 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値 (mm/h)

(洪水到達時間は10分とする。)

A : 行為区域の面積 (m²)

イ 浸透施設の見込み方

対策工事の手法として浸透施設を計画するときのその効果の見込み方は、当該浸透施設の雨水の浸透能力を流量に換算し、流出雨水量から控除して行います。

なお、浸透施設の能力は、対策工事を行う土地の地質特性を現場試験により確認の上、設定することを標準とします。

ウ 貯留規模の算定方法

対策工事の規模の算定は、次に掲げる式によることを標準とします。

$$dV/dt = Q_{in}(t) - Q_{out}(t) = (Q(t) - Q_p) - Q_{out}(t)$$

$$Q(t) = 1/360 \times f \times r(t) \times A \times 1/10,000$$

i) 自然放流方式

$$[H(t) \leq 1.2D] \quad Q_{out} = C' \times a^{1/2} \times H(t)^{3/2}$$

[1.2D < H(t) ≤ 1.8D] H = 1.2D、H = 1.8D の Q_{out} を直線近似

$$[H(t) \leq 1.8D] \quad Q_{out} = C \times a \sqrt{2g(H(t) - 1/2D)}$$

ii) ポンプ放流方式

横越流方式等による流入制限方式、ポンプによる常時排水方式の場合とも Q_{out} は次によること。

$$[Q_{in}(t) \leq Q_0] \quad Q_{out}(t) = Q_{in}$$

[Q_{in}(t) > Q₀] Q_{out}(t) = Q₀ ※常時排水方式の場合

Q_{out}(t) = Q₀ ※ポンプ排水方式の場合

$Q_{in}(t)$: 調整池への流入量 (m^3/s)
 $Q_{out}(t)$: 調整池からの放流量 (m^3/s) $\leq Q_0$ (行為前の最大流出雨水量 (m^3/s))
 $Q(t)$: 行為区域からの流出雨水量 (m^3/s)
 Q_p : 浸透施設による浸透量 (m^3/s) ※ $Q(t)-Q_p \leq 0$ のときは $Q_p=Q(t)$
 V : 調整池の貯留量 (m^3)
 C, C' : 放流口の流出係数 $C=0.6$ 、 $C'=1.8$
 a : 放流口の断面積 (m^2)
 $H(t)$: 調整池の水位 (m)
 D : 放流口の径 (m)
 t : 計算時刻 (s)
 f : 行為区域の平均流出係数
 r : 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値 (mm/h)
 A : 行為区域の面積 (m^2)

4.3 対策工事の検討

「4.2 政令で定められた技術的基準」に適合する対策工事の検討に当たっては、国土交通省調整池容量計算システム (Excel 版) を活用することができます。国土交通省調整池容量計算システムは、国土交通省ホームページからダウンロードください。(大分県ホームページからもリンクできます)

○国土交通省調整池容量計算システム

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/chouseichi/index.html

計算システムの操作方法は、アクセス先にあります「ユーザーズマニュアル」、「調整池容量計算の解説」を参考にしてください。

○大分県ホームページアドレス

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17200/tokuteitoshi-kyokashinsei.html>



(1) 行為前後の流出係数を算定（ステップ1）

HPに掲載している「調整池容量計算システム」の「流出係数算出」シートに、申請様式-2（行為前後の土地利用区分面積表）で整理した、行為前後の土地利用形態ごとの面積を入力します。

当該シートで自動算定される平均流出係数と申請様式-2で自動算定された平均流出係数が等しくなっているか、確認してください。

流出係数算定結果			行為前	行為後
			0.305	0.881

区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為后面積 (ha)	
計		—	2.2809	2.2809	
宅地等に該当する土地	第1号関連	宅地	0.90	0.2579	1.7664
		池沼	1.00		
		水路	1.00		
		ため池	1.00		
		道路（法面を有しないもの）	0.90	0.0827	0.0827
		道路（法面を有するもの）			
		鉄道線路（法面を有しないもの）	0.90		
		鉄道線路（法面を有するもの）			
		飛行場（法面を有しないもの）	0.90		
		飛行場（法面を有するもの）			
		太陽光パネル	0.90		
		宅地等以外の土地	関第2号	不浸透性材料により舗装された土地（法面を除く）	0.95
不浸透性材料により覆われた法面	1.00				
関第3号	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）		0.50		
	運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）		0.80		0.4318
上記第1号から第3号に掲げる土地以外の土地	山地		0.30		
	人工的に造成され植生に覆われた法面		0.40		
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	1.9403		
その					

②申請様式-2の流出係数と一致しているか確認

①申請様式-2で整理した行為前後の面積を入力

図 4.2 流出係数算出シートの入力例

(2) 基準降雨の確認 (ステップ 2)

調整池容量計算システムの「降雨強度」シートに、対象となる特定都市河川流域の基準降雨の値を入力してください。行為場所と基準降雨の適用区域を確認のうえ入力をお願いします。

入力

図 4.3 「降雨強度」シートの入力例 (日田 (1.1) の場合)

(3) 行為前後の 10 分ごとの流出量を算定 (ステップ 3)

調整池容量計算システムの「01 流出計算(Q-T グラフ)」シートで流出計算を行います。流出計算条件 (行為面積や行為前後の流出係数) の入力を確認し、計算を実行してください。

図 4.4 行為前後の流出量の算定

計算後は、「01 流出計算(Q-T グラフ)」シートで算出された行為前後の雨水流出量の最大値と、調整池容量計算システムとの別申請様式-3(雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値)との値が、一致しているかどうかを確認してください。

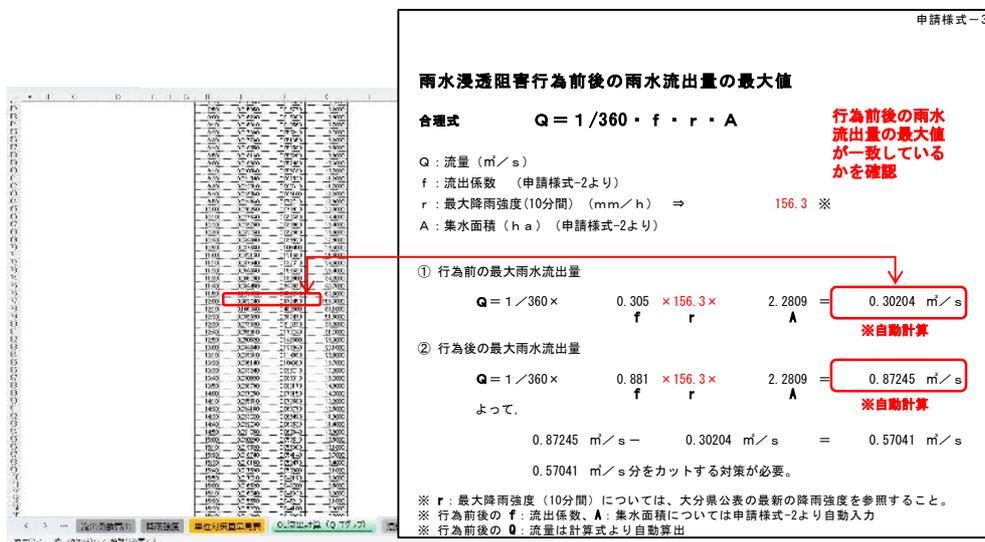


図 4.5 「01 流出計算(Q-T グラフ)」シートと申請様式-3の値の確認例

本例では、行為前の最大雨水流出量が $Q=0.30204\text{m}^3/\text{s}$ であるのに対し、行為後の最大雨水流出量が $Q=0.87245\text{m}^3/\text{s}$ となっていることから、雨水貯留浸透施設の設置により、その差分の $Q=0.57041\text{m}^3/\text{s}$ 以上を抑制する必要があります。

(4) 流出量に対する浸透施設の効果の反映 (ステップ4)

ステップ3で算定した流出量に対し、浸透施設を計画していれば、その効果を反映します。浸透施設の計画の有無で手順が異なりますので、ご注意ください。

ア 浸透施設を設置しない場合

調整池容量計算システムの「O2 流出計算(QT-S グラフ)」シートで、流出計算条件を「浸透施設なし」とし、計算を実行してください。

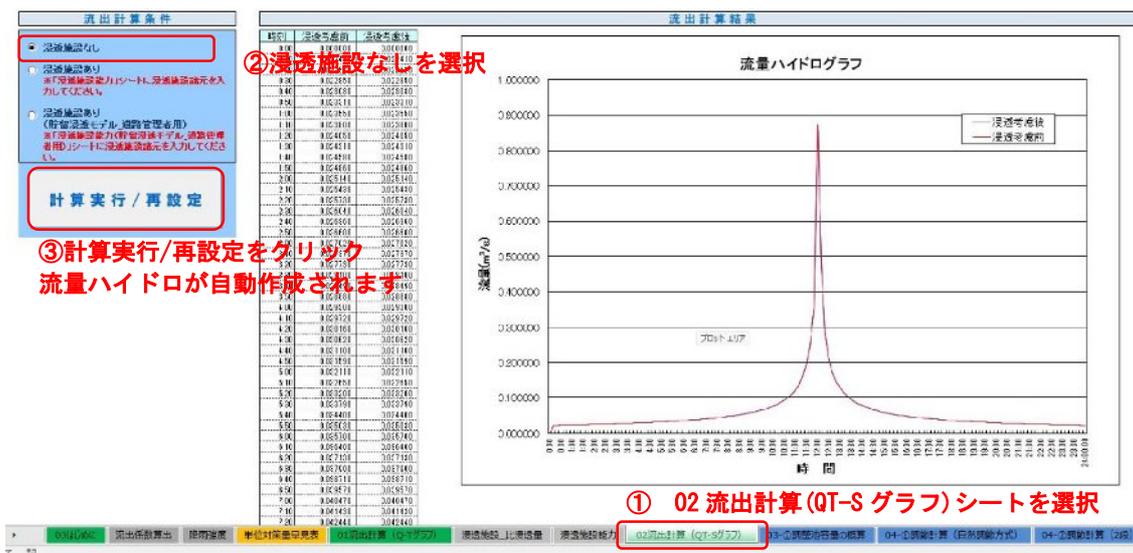


図 4.6 「O2 流出計算 (QT-S グラフ)」シートの入力例(浸透施設がない場合)

イ 浸透施設を設置する場合

調整池容量計算システムの「浸透施設能力」シートで、浸透施設の諸元を入力してください。

浸透マス、浸透トレンチ、透水性舗装、その他の施設について、比浸透量、飽和透水係数、設置数量、及び影響係数をそれぞれ入力します。

また、空隙貯留がある場合は、空隙貯留諸元として、1 単位あたりの体積及び空隙率を入力してください。

入力が完了すると、「浸透施設能力算定結果」及び「空隙貯留量算定結果」が自動計算されます。

比浸透量の算出

1. 透水性舗装 (浸透池)

施設形態・形状	透水性舗装 (浸透池)
浸透面	底面
模式図	

H: 設計水頭(m)

底面積の広い空貯留浸透施設にも適用可能

入力セル	適用範囲
H: 設計水頭(m)	1.00 H ≤ 1.5m
W: 施設幅(m)	
D: 施設直径(m)	
L: 施設延長(m)	
係数 a	0.01
係数 b	1.29
係数 c	-
K: 比浸透量	1.30

比浸透量の算出

② セルを選択すると 1 透水性舗装から 9 大型貯留浸透施設まで各浸透施設の比浸透量が算出できる。

③ 黄色セルを入力し比浸透量の算出を押すと比浸透量が算定。算定値を浸透施設能力シートに入力する。

01流出計算 (Q-Tグラフ) 浸透施設_比浸透量 浸透施設能力 02流出計算 (Q-T-Sグラフ) 03-①調整池容量の概算 04-①調節計算 (自然調節方式) 04-②調節計算 (2段)

完了 アクセシビリティ: 検討が必要です

① 「浸透施設 比浸透量」シートを選択

図 4.7(1) 「浸透施設 比浸透量」シートで比浸透量を算定

調整池容量算定書

浸透マウス	浸透マウス	浸透マウス	その他の	浸透施設能力算定書
6.35	6.37	1.88	6.64	5.81
0.002766 m ³ /h				

調整池容量算定書

浸透マウス	浸透マウス	その他の	浸透施設能力算定書
6.68	6.68	6.68	6.68
0.002766 m ³ /h			

施設番号	施設幅(m)	施設直径(m)	施設延長(m)	比浸透量	施設能力	施設容量
1	6.03	0.001	0.04	0.01	0.04	0.04
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

施設番号	施設幅(m)	施設直径(m)	施設延長(m)	比浸透量	施設能力	施設容量
1	6.07	0.001	0.04	0.01	0.04	0.04
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

施設番号	施設幅(m)	施設直径(m)	施設延長(m)	比浸透量	施設能力	施設容量
1	1.000	0.001	0.04	0.01	0.04	0.04
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

施設番号	施設幅(m)	施設直径(m)	施設延長(m)	比浸透量	施設能力	施設容量
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

⑤ 施設の浸透強度を目途に施設を計画し浸透施設能力を算定②~④を入力すると自動で浸透能力は算定

③ 飽和透水係数について現地試験結果から入力(単位をそろえる)

④ 設置する施設数量を入力する

② 各施設の比浸透量を入力

① 「浸透施設能力」シートを選択

01流出計算 (Q-Tグラフ) 浸透施設_比浸透量 浸透施設能力 02流出計算 (Q-T-Sグラフ) 03-①調整池容量の概算 04-①調節計算

完了 アクセシビリティ: 検討が必要です

図 4.7(2) 「浸透施設能力」シート

浸透施設能力シートを入力後、02 流出計算 (QT-S グラフ) シートで、流出計算条件を「浸透施設あり」とし、計算実行/再設定を押す。

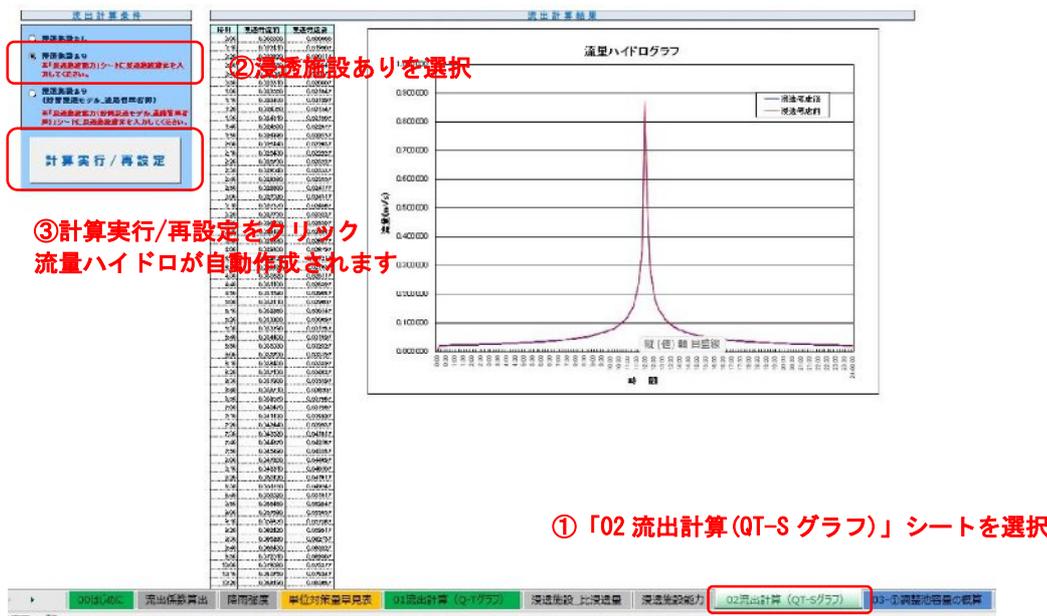


図 4.7(3) 「02 流出計算 (QT-S グラフ)」シートの入力例 (浸透施設がある場合)

(5) 雨水貯留浸透施設の規模等の概算 (ステップ 5)

調整池容量計算システムの「調整池容量の概算」シートで、自然調節方式による雨水貯留浸透施設の必要容量やオリフィス径の概算を確認できます。

調整池高を入力し、計算を実行してください。

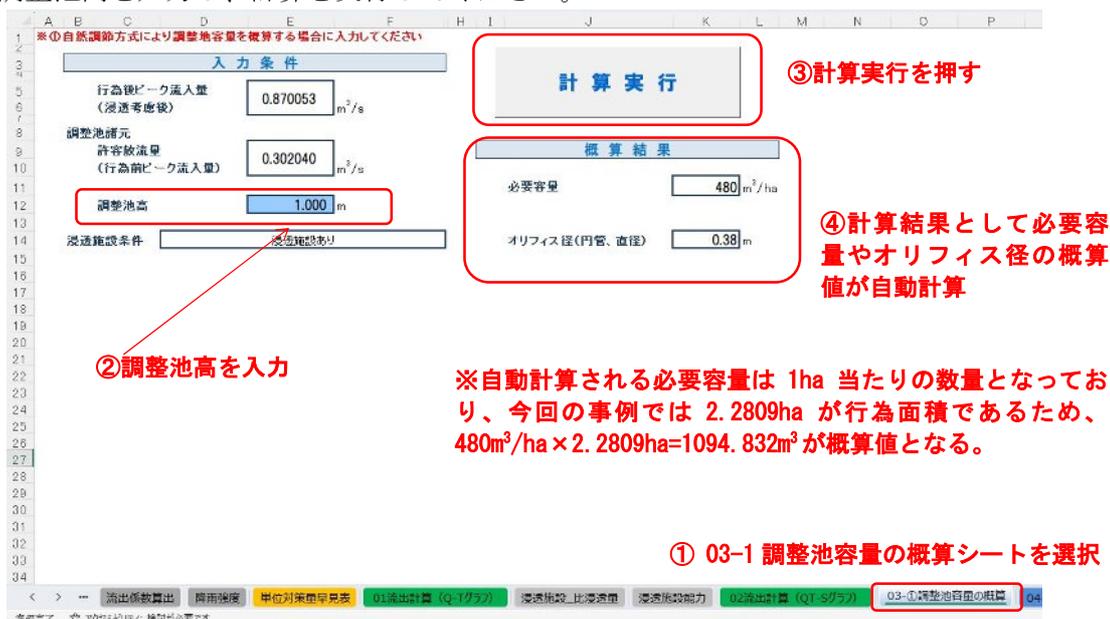


図 4.8 「03-1 調整池容量の概算」シートの入力例

(6) 雨水貯留浸透施設の規模等の決定 (ステップ 6)

調整池容量計算システムの「調節計算」シートで、計画する雨水貯留施設の規模等を入力し、その評価を行います。ステップ5の概算結果等を参考に、総合評価が「0.K」となるまで、繰り返し計算します。なお、今回は自然調節方式の場合を例示します。

② 雨水浸透貯留施設の水深、容量、オリフィス径、敷高を入力
 ※水深の最大値は施設の計画高水位とします。
 ※本表は水深-容量の関係を表しているため、直方体形式の施設の場合は、No.1は水深-容量ともに0、No.2は水深-容量ともに最大値を入力します。
 ※自然調整方式の場合、放流オリフィスの敷高が、排水先水位の影響を受けないことを確認してください。

③ 計算実行をクリック

④ 計算結果の総合評価が「0.K」となっていることを確認

⑤ 計算結果に基づくハイドログラフが表示されます。 ※申請様式-4で使用します

① 04-1 調整池計算 (自然調節方式) シートを選択

総合評価	OK
放流量評価	OK
許容放流量	0.302040 m ³ /s
最大放流量	0.261670 m ³ /s
池容量評価	OK
池内最大ボリューム	1133.34 m ³
池内最大水深	0.944 m
上層せり評価	30m3増分 OK
上層せりの貯留量	66.66 m ³
および貯留率	5.6 %

図 4.9 「04-1 調整池計算 (自然調節方式)」シートの入力例

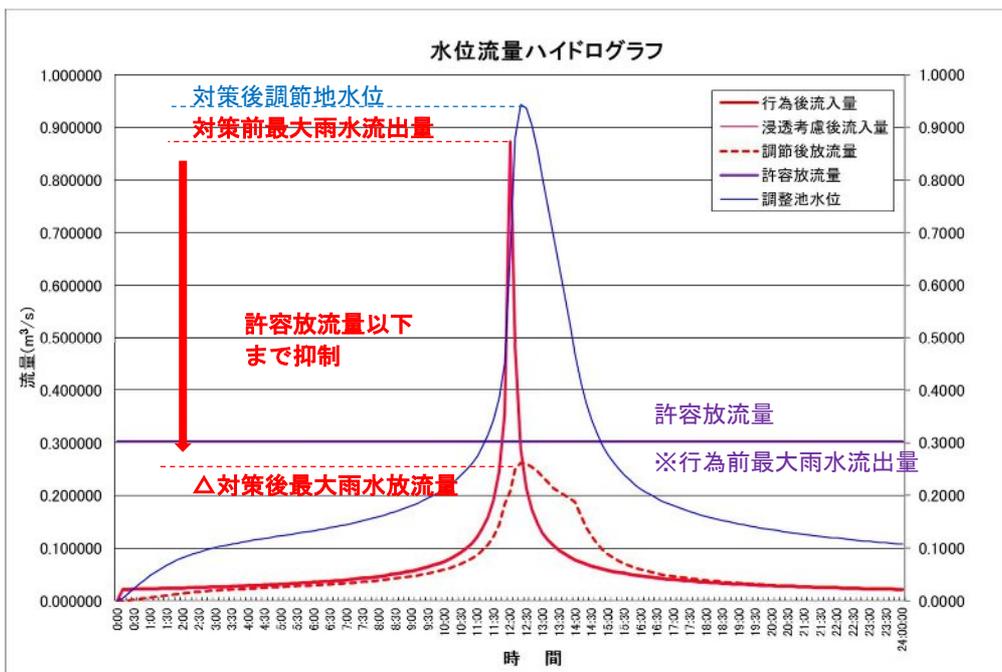
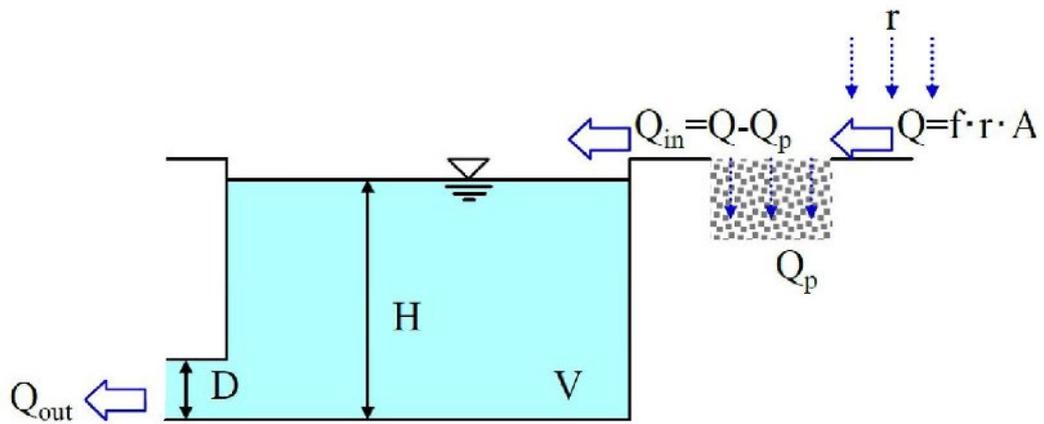


図 4.10 「04-1 調整池計算 (自然調節方式)」シートで表示されるハイドログラフの解説



※調節計算は、 Q_{out} が行為前の最大雨水流出量以下になるように、雨水貯留施設の規模等について、繰り返し計算し求めるもの。

図 4.11 自然調節方式の概念図

(8) その他

本手引きで解説している調整池容量計算システムは、国土交通省が公表したシステムに、あらかじめ本県の基準降雨を入力したものであり、下記の国のホームページにユーザーマニュアルや使用条件等が公表されていますので、本手引きに記載されていない内容については、当該情報をご確認ください。

○国土交通省調整池容量計算システム

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/chouseichi/index.html

5 対策工事の実施等

5.1 対策工事の実施等に必要な資料

対策工事の実施等に必要な資料は表 5.1 のとおりです。

表 5.1 対策工事の実施等に必要な資料一覧

【書類関係】

提出時点	様式名	名称	明記すべき事項
変更	別記様式第 2	雨水浸透阻害変更許可申請(協議)書	変更に係る事項、変更の理由、雨水浸透阻害行為の許可の許可番号
変更	第 3 号様式	雨水浸透阻害行為変更届出書	工事着手予定日または工事完了予定
工事着手	第 4 号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	
工事完了	別記様式第 3	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	
工事廃止	別記様式第 4	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書	雨水浸透阻害行為の許可の許可番号、工事廃止年月日、工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名称
工事廃止	—	廃止の理由並びに廃止に伴う措置を記載した書類	
その他	その他様式-1	施設管理者等変更届出書(雨水貯留浸透施設用)	
申請	別記様式第 6 号	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請(協議)書	

【図面関係】

提出時点	様式名	名称	縮尺	明記すべき事項
工事廃止	図面-11	廃止時の当該土地の現況地形図 雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合)	1/2,500 以上	
工事完了	図面-12	設置した雨水浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面	1/2,500 以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示す
工事完了	図面-13	設置した雨水貯留浸透施設の構造詳細図 (プラスチック製品の品質証明書)	1/500 以上	流入口及び放流口の構造を含むもの

【書類関係】

提出時点	様式名	名称
適宜	資料-5	その他必要な資料(現地写真等)

5.2 雨水浸透阻害行為の許可後の主な手続き等

(1) 申請・届出内容に変更があった場合

雨水浸透阻害行為の区域の位置や規模、また対策工事の計画など、許可を受けた内容を変更したい場合は、改めて許可が必要となります。第2号様式及び、「4.1 許可申請に必要な資料」のうち別記様式第2を除く資料（変更に係るもの）により、申請を行ってください。

なお、雨水浸透阻害行為に関する工事や、その対策工事に係る着手予定日又は完了予定日の変更については、軽微な変更となりますので、第3号様式により、遅滞なく届出を行ってください。

(2) 工事着手時

雨水浸透阻害行為に関する許可後、対策工事に着手した際は、速やかに、第4号様式（雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書）により、届出を行ってください。

(3) 工程の終了の報告

雨水浸透阻害行為に関する工事が次に掲げる工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終了するときは、その終了の3日前までにその旨を報告してください。

- 1) 地下に設けられる雨水貯留浸透施設の設置
- 2) 前号に掲げるもののほか、知事が指定する工程

(4) 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了時

雨水浸透阻害行為に関する工事の完了時は、別記様式第3により届出を行ってください。また、届出の際は、設置した雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかな図面や構造詳細図を添付してください。

(5) 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止する場合

雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止する場合は、別記様式第4により、届出を行ってください。また届出の際は、廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類を提出するとともに、雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合は、廃止時の当該土地の現況地形図や写真を添付してください。

(6) 工事完了の検査

工事完了の届出後は、県または市が、雨水浸透阻害行為に関する工事が法第32条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査を行います。

また、当該基準に適合していると認められた場合は、第5号様式（雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証）の交付を行います。

(7) 標識の設置

工事完了の検査で、技術的基準に適合していると認められた後は、雨水貯留浸透施設周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に、下記内容が記載された標識の設置を行う必要があります。

- ①雨水貯留浸透施設の名称
- ②雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- ③雨水貯留浸透施設の容量（容量のない施設にあつては規模）及び構造の概要
- ④雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は都道府県知事等の許可を要する旨
- ⑤雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- ⑥標識の設置者及びその連絡先

標識のイメージは図 5.1 のとおりです。

標識の設置位置等については、許可申請時において、図面-10 により協議の上、決定します。また、標識の設置は県等で行いますが、許可申請者自らで行うことも可能です。

当該標識は、雨水貯留浸透施設が特定都市河川流域の特定都市河川等の浸水被害の防止に寄与していることを流域内住民等に対して周知するために設置するものであり、かつ、雨水貯留浸透施設の権原が移った場合も、当該土地・建物について雨水貯留浸透施設の機能を保全する必要がある、施設の機能を阻害するおそれのある行為が許可に係らしめるものであることを取引の相手方が知らずに購入することを防止する等の観点から必要なものであることから設置するものです。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

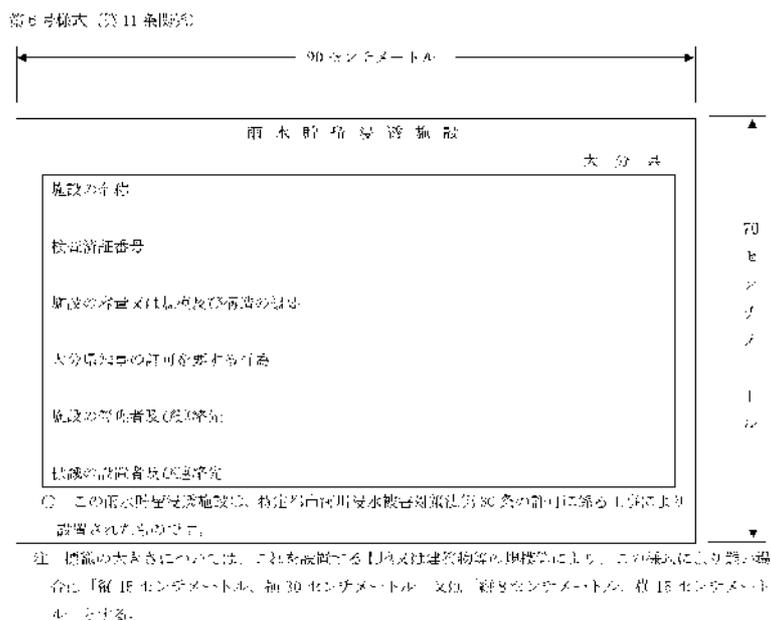


図 5.1 雨水浸透阻害行為の標識イメージ

(8) 雨水浸透貯留施設の管理者等を変更する場合

設置した雨水浸透貯留施設の管理者等を変更する場合は、その他様式-1により、届出を行ってください。

その他様式-1

(雨水貯留浸透施設用)

施設管理者等変更届出書			
年 月 日			
大分県知事 殿		住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)	
次のおお、各事項を変更しました。		電話 - -	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号			
施 設 が 含 ま れ る 地 域 の 名 称 (土地の住所・地番)			
変 更 事 項	施 設 管 理 者	新	氏 名 所 在 電 話 番 号
		旧	氏 名 所 在 電 話 番 号
	そ の 他	新	
		旧	
担 当 者 連 絡 先		電 話 - -	
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

図 5.2 その他様式-1

6 その他

6.1 罰則

特定都市河川流域において、雨水浸透阻害行為や雨水浸透施設の機能阻害を行った者は、以下に示す罰則が適用されます。

表 6.1 特定都市河川に関する罰則

条	違反内容	罰
第八十四条	次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一、第四十一条第一項又は第七十三条第一項の規定による命令に違反したとき。 二、第五十七条第一項又は第六十二条第一項の規定に違反して、特定開発行為をしたとき。 三、第六十四条の規定に違反して、第五十七条第一項の制限用途の建築物の建築をしたとき。 四、第六十六条又は第七十一条第一項の規定に違反して、特定建築行為をしたとき。	一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
第八十五条	次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 一、第三十条又は第三十七条第一項の規定に違反して、雨水浸透阻害行為をしたとき。 二、第三十九条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をしたとき。 三、第四十二条第一項又は第七十四条第一項の規定による立ち入り検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。 四、第七十七条第七項の規定に違反して、土地の立入又は一時使用を拒み、又は妨げたとき。	六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金

条	違反内容	罰
第八十六条	<p>次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一、第三十八条第一項(工事の完了の届出に係る部分に限る。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>二、第三十八条第五項(第四十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</p> <p>三、第四十三条又は第七十五条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>四、第四十六条第一項又は第五十五条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第四十六条第一項本文又は第五十五条第一項本文に規定する行為をしたとき</p> <p>五、第五十四条第三項の規定に違反したとき。</p>	三十万円以下の罰金
第八十七条	<p>第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には当該違反行為をしたものは罰金に処す。</p>	二十万円以下の罰金
第八十八条	<p>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第八十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</p>	
第八十九条	<p>第三十七条第三項、第三十八条第一項(工事の廃止の届出に係る部分に限る。)、第六十二条第三項、第六十五条又は第七十一条第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたものは過料に処する。</p>	二十万円以下の過料

6.2 各種申請樣式

【參考資料】
各種申請樣式

表 6.2.1 事前相談や許可申請等に必要な資料一覧

【書類関係】

相談	提出時点		様式名	名称	提出部数
	申請	その他			
○			申請様式-1	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	2
	○		別記様式第2	雨水浸透阻害行為許可申請(協議)書	2
		工事完了	別記様式第3	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	2
		工事廃止	別記様式第4	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出	2
		工事廃止	-	廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類	2
	○		別記様式第6	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請(協議)書	2
○	○		申請様式-2	行為前後の土地利用区分面積表	2
	○		申請様式-3	雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値	2
	○		申請様式-4	政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類	2
	○		申請様式-5	雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	2
			第1号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	2
		変更	第2号様式	雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書	2
		変更	第3号様式	雨水浸透阻害行為変更届出書	2
		工事着手	第4号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	2
		工事完了	第5号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証	2
		その他	その他様式-1	施設管理者等変更届出書(雨水貯留浸透施設用)	2

雨水浸透阻害行為許可事前相談書

事前相談日時	年 月 日 () : ~ :
事業区域に含まれる地域の名称	
事業区域の面積	
予定する事業の計画の内容	
事業主又は建築主等の住所・氏名	住 所 氏 名
代理人等の住所・氏名・連絡先	住 所 氏 名 連絡先 () 担当者

(注) 事前相談には、次の図書を添付してください。(各図書の作成要領は、裏面を参照して下さい)

- 1 行為区域位置図(図面-1) (縮尺5万分の1以上)
- 2 行為区域区域図(図面-2) (縮尺2、500分の1以上)
- 3 現況地形図(行為前)(図面-3) (縮尺2、500分の1以上)
- 4 現況土地利用求積図(行為前)(図面-4) (縮尺2、500分の1以上)
- 5 土地利用計画図(行為後)(図面-5) (縮尺2、500分の1以上)
- 6 土地利用計画求積図(行為後)(図面-6) (縮尺2、500分の1以上)
- 7 行為前後の土地利用区分面積表(申請様式-2)
- 8 行為区域の現況写真(写真撮影位置図を添付)(資料-1)
- 9 土地の登記事項を示す書類(全部事項証明書の写し)(資料-2)
- 10 公図の写し(資料-3)
- 11 その他土地利用形態を示す書類(課税台帳の写し等)(資料-5)

この事前相談は、雨水浸透阻害行為許可の申請の要否についてのみ審査するもので、他法令等に基づく審査を行うものではありません。

※処理欄	
	事前相談担当者名 _____
雨水浸透阻害行為面積	㎡
雨水浸透阻害行為許可申請	(要 ・ 不要)
許可申請不要の理由	_____

備 考	_____

結果の連絡	年 月 日 済 (<input type="checkbox"/> 来 庁 <input type="checkbox"/> 来 庁)
	連絡した相手名 _____

※印欄は記入しない

別記様式第二（第十六条関係）

許可申請
雨水浸透阻害行為 書
協 議

<p style="text-align: center;">第 30 条 特定都市河川浸水被害対策法 の規定により、雨水浸透阻害行為 第 35 条</p> <p style="text-align: center;">許可を申請 について します。 協 議</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p>	<p>※ 手数料欄</p>																		
<p>雨水 浸透 阻害 行為 等 の 概 要</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 雨水浸透阻害行為区域の面積</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">平方メートル</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4 対策工事の計画の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">7 対策工事の着手予定日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">8 対策工事の完了予定日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">9 その他必要な事項</td> <td></td> </tr> </table>	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		2 雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要		4 対策工事の計画の概要		5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日	7 対策工事の着手予定日	年 月 日	8 対策工事の完了予定日	年 月 日	9 その他必要な事項	
1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称																			
2 雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル																		
3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要																			
4 対策工事の計画の概要																			
5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日																		
6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日																		
7 対策工事の着手予定日	年 月 日																		
8 対策工事の完了予定日	年 月 日																		
9 その他必要な事項																			
※受付番号	年 月 日 第 号																		
※許可に付した条件																			
※許可番号	年 月 日 第 号																		

別記様式第三（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号
年 月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 年 月 日
- 2 対策工事の完了年月日 年 月 日
- 3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称

※受付番号	年	月	日	第	号
※検査年月日	年	月	日		
※検査結果	合		否		
※検査済証番号	年	月	日	第	号

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第四（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

年 月 日

届出者 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第 38 条第 1 項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号
年 月 日第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の廃止年月日 年 月 日
- 2 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名称

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載
すること。

別記様式第六（第二十九条関係）

許可申請書
雨水貯留浸透施設機能阻害行為
協議

<p style="text-align: center;">第 3 9 条 第 1 項 特定都市河川浸水被害対策法 第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条</p> <p>の規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について</p> <p>許可を申請 します。</p> <p>協 議</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 大分県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p>	<p>※ 手数料欄</p>																					
<p>雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要</p>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">8 保全工事の着手予定日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">9 保全工事の完了予定日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">10 その他必要な事項</td> <td></td> </tr> </table>	1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号		2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類		3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称		4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要		5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項		6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日	年 月 日	7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日	年 月 日	8 保全工事の着手予定日	年 月 日	9 保全工事の完了予定日	年 月 日	10 その他必要な事項	
1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号																						
2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類																						
3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称																						
4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要																						
5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項																						
6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日	年 月 日																					
7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日	年 月 日																					
8 保全工事の着手予定日	年 月 日																					
9 保全工事の完了予定日	年 月 日																					
10 その他必要な事項																						
※受付番号		年 月 日 第 号																				
※許可に付した条件																						
※許可番号		年 月 日 第 号																				

別記様式第六(第二十九条関係) (裏面)

- 備考1 「許可申請」 「第 3 9 条 第 1 項」 「許可を申請
協 議」、第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条、「協 議」 については、該当
するものを○で囲むこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 3 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法(保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。)については、概要の記述の末尾に「(設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。)」と記載し、計画図を別葉とすること。
 - 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

行為前後の土地利用区分面積表

事業区域位置: _____

申請様式-2

行為前		行為後																
土地利用形態区分	面積 (ha)	面積 (ha)																
		宅地等に該当する土地							宅地等以外の土地							その他		
計		① 宅地	② 池沼	③ 水路	④ ため地	⑤ 道路 (法面有)	⑥ 鉄道 (法面有)	⑦ 飛行場 (法面有)	⑧ コンクリート 等 (法面)	⑨ コンクリ ート 等 (法面)	⑩ ゴルフ 場	⑪ 運動場 類	⑫ 舗面め られた 土地	⑬ 山地	⑭ 人工 植生 法面	⑮ 林地、 原野類	⑯ 耕地	⑰ 舗面め られない 土地
計		0.90	1.00	1.00	1.00	0.90	0.90	0.90	0.95	1.00	0.50	0.80	0.50	0.30	0.40	0.20	0.20	0.20
① 宅地	0.90																	
② 池沼	1.00																	
③ 水路	1.00																	
④ ため池	1.00																	
⑤ 道路 (法面を有しないもの)	0.90																	
⑤ 道路 (法面を有するもの)	0.0000																	
⑥ 鉄道線路 (法面を有しないもの)	0.90																	
⑥ 鉄道線路 (法面を有するもの)	0.0000																	
⑦ 飛行場 (法面を有しないもの)	0.90																	
⑦ 飛行場 (法面を有するもの)	0.0000																	
小計	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
別表2	0.95																	
⑧ コンクリート等の不透水性の材料により 覆われた土地(法面を除く)	0.95																	
別表3	1.00																	
⑨ コンクリート等の不透水性の材料により 覆われた法面	1.00																	
⑩ ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を併せ ものに限る)	0.50																	
⑪ 運動場その他これに類する施設(雨水を排 除するための排水施設を併せものに限る)	0.80																	
⑫ ローソクその他これに類する建設機械を 用いて締め固められた土地	0.50																	
⑬ 山地	0.30																	
⑭ 人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40																	
⑮ 林地、原野	0.20																	
⑯ 耕地	0.20																	
⑰ ローソクその他これに類する建設機械を 用いて締め固められていない土地	0.20																	
小計	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
その他	0.0000																	
計	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
平均減出係数	0.000	0.000																

雨水浸透阻害行為の該当面積 (ha) 0.0000 | 0.0000 | 0.0000 | 0.0000 | 0.0000 | 0.0000 | 0.0000 | 0.0000 | 0.0000 | 0.0000 | 0.0000 | 0.0000 | 0.0000 | 0.0000 | 0.0000 | 0.0000 | 0.0000 | 0.0000 | 0.0000

*0.1ha(1,000㎡)以上の
場合、許可が必要(要申請)

0.0000ha

計

雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値

合理式 $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$

Q : 流量 (m³/s)

f : 流出係数 (申請様式-2より)

r : 最大降雨強度(10分間) (mm/h) ⇒ 156.3 ※

A : 集水面積 (ha) (申請様式-2より)

① 行為前の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times \frac{0.000}{f} \times 156.3 \times \frac{0.0000}{A} = 0.00000 \text{ m}^3/\text{s}$$

② 行為後の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times \frac{0.000}{f} \times 156.3 \times \frac{0.0000}{A} = 0.00000 \text{ m}^3/\text{s}$$

よって,

$$0.00000 \text{ m}^3/\text{s} - 0.00000 \text{ m}^3/\text{s} = 0.00000 \text{ m}^3/\text{s}$$

0.00000 m³/s分をカットする対策が必要。

※ r : 最大降雨強度 (10分間) については、大分県公表の最新の降雨強度を参照すること。

※ 行為前後の f : 流出係数、A : 集水面積については申請様式-2より自動入力

※ 行為前後の Q : 流量は計算式より自動算出

雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書（例示）

特定都市河川浸水被害対策法第3条により特定都市河川流域の指定を受けた〇〇川流域において、法第30条「雨水浸透阻害行為の許可」を受けるにあたり法第32条「許可の基準」に基づく対策工事として設置した雨水貯留浸透施設の機能を十分に発揮・維持させるため、下記に基づき管理を実施する。

記

- 第1条 この管理実施計画書の対象とする雨水貯留浸透施設は、次に所在するものとする。
所在地 _____
- 第2条 この管理実施計画書を実施する責任者（実質管理者）は以下の者とする。
氏名 _____
連絡先 _____
- 第3条 この管理実施計画書において雨水貯留浸透施設とは、雨水浸透阻害行為による流出雨量の増加を抑制するために施行した雨水を一時的に貯留し、又は浸透させる施設をいい、具体的には、貯留機能又は浸透機能を発揮するための敷地、周囲堤、排水口、浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等の総体をいう。
2 雨水貯留浸透施設の位置、範囲及び機能の概要は、別図のとおりとする。
（別図：平面図、標準横断図、構造図）
- 第4条 管理者は雨水貯留浸透施設に関し、その機能を維持する上で必要な範囲内において、別表に示す点検作業（定期点検、緊急点検、機能点検）を実施するとともに、点検作業が必要が認められた場合には清掃、修繕工事等を行うものとする。
2 また、維持管理作業の内容は施設台帳や維持管理記録を作成し保管するとともに、その後の維持管理に役立てるものとする。
- 第5条 雨水貯留浸透施設の管理者を変更する場合や管理者を複数に分割する場合は、新たな管理者が当該施設の維持管理を引き継ぐこととする。
- 第6条 雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある以下の行為を行う場合には法第39条に基づいてあらかじめ都道府県知事の許可を得るものとする。
・雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋め立て
・雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
・雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去
・そのほか雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為
- 第7条 宅地又は、建物の売買にあたっては、宅地建物取引業法に基づく手続きの際に、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為（法第39条）を行う場合は許可が必要であること、および標識の移転等の行為（法第38条第5項）を行う場合は設置者の承諾が必要であることを重要事項説明（宅地建物取引業法第35条）に明記するものとする。
- 第8条 対策工事伴い設置する雨水貯留浸透施設の存在と維持管理者を表示した標識の保全に努めるものとする。

別表

分類	作業内容	頻度
点検作業	定期点検 ・破損、陥没、変形、蓋のずれ等の状況確認 ・ゴミ、土砂、枯れ葉等の堆積状況確認 ・樹根の進入状態の確認	年1回以上
	緊急点検 ・点検の内容は定期点検と同様	地震時
	機能点検 ・機能の評価（簡易浸透試験）	定期点検の結果より必要に応じて代表施設で実施
清掃・修繕工事等	清掃・土砂搬出等 ・清掃、樹根の除去 ・土砂搬出等の通常の清掃作業	点検作業が必要が認められた場合に実施
	修繕・補修工事等 ・破損、陥没箇所及び劣化損耗箇所の補修・修繕・改良工事	
	機能回復作業 ・透水シートの交換洗浄・砕石の人力による洗浄又は高圧洗浄	

第1号様式（第3条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書										
設計者 (法人の場合は、住所 となる事務所)	郵便番号		電話番号							
	所在地、名称及び代表者の氏名(氏名)									
日本及び海外等への区域に含まれる地域の名前										
雨水の浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針										
行為区域(対策工事に 係る雨水貯留浸透施設 の集水区域)の行為 区域の範囲を定める ときは、当該区域の区 域(含む)内の土地 の状況	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	送 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)
行為区域(対策工事に 係る雨水貯留浸透施設 の集水区域)の行為 区域の範囲を定める ときは、当該区域の区 域(含む)内の土地 の状況	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	送 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)
利口計画										
対策工事に係る雨水 貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数					行為後の流出係数				
	行為前の流出雨量 (mm/時)					行為後の流出雨量 (mm/時)				
名 称						容量又は構造及び構造		管理者(所属先)		
雨水貯留浸透施設の計画										
そ の 他										
注1 その他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の 名称、管理者(所属先)等を記載すること。										
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列1番とする。										

第2号様式（第5条関係）

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者（協議者） 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法 第37条第1項、
第37条第4項において準用する同法第35条の規定により、雨水浸透阻
害行為の許可を受けた事項の変更について 許可を申請
協 議 します。

変更に係る事項	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	(m ²)
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
変更の理由		
雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号
工事 変更の 計画の 変更 する 事項に	1 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日
	2 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日
	3 対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	4 対策工事の完了予定年月日	年 月 日
その他必要な事項		
捺 受 付 番 号		年 月 日 第 号
※変更の許可に付した条件		
※変更の許可番号		年 月 日 第 号

- 注1 変更に係る事項の欄及び工事の計画の変更に伴い変更する事項の欄は、変更しようとする事項について、変更後のものを記載すること。
 2 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都庁計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合は、その手続の状況を記載すること。
 3 捺印のある欄は、記載しないこと。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第3号様式（第5条関係）

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

大分県知事 歳

届出者 住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可の許可番号		年 月 日	第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称				
変 更 に 係 る 事 項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変 更 後	年 月 日	
		変 更 前	年 月 日	
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	変 更 後	年 月 日	
		変 更 前	年 月 日	
	対策工事の着手予定年月日	変 更 後	年 月 日	
		変 更 前	年 月 日	
	対策工事の完了予定年月日	変 更 後	年 月 日	
		変 更 前	年 月 日	
	変 更 の 理 由			
	そ の 他 必 要 な 事 項			

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第4号様式（第6条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

大分県特定都市河川浸水被害対策法施行細則第6条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可
番号 年 月 日 第 号）について、次のとおり着手しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の 着手年月日		年 月 日
対策工事の着手（予定）年月日		年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる 地域の名称		
工事施工者 （法人にあつ ては、主たる 事務所の所在 地、名称及び 代表者の氏 名）	住 所 氏 名 連 絡 場 所 現場管理者の氏名	（電話番号 ）

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第5号様式（第10条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 〇 号
〇 年 〇 月 〇 日

様

人分県知事

印

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、〇 年 〇 月 〇 日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許 可 番 号	年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域 に含まれる地塊の名称	
許可を受けた者（法人にあ つては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏 名）	

(雨水貯留浸透施設用)

<h2 style="margin: 0;">施設管理者等変更届出書</h2>						
年 月 日						
大分県知事 殿						
住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)						
電話 - -						
次のとおり、各事項を変更しました。						
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号						
施 設 が 含 ま れ る 地 域 の 名 称 (土地の住所・地番)						
変 更 事 項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">新</td> <td style="padding: 2px;">氏 名 所 在 電 話 番 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">旧</td> <td style="padding: 2px;">氏 名 所 在 電 話 番 号</td> </tr> </table>	新	氏 名 所 在 電 話 番 号	旧	氏 名 所 在 電 話 番 号	
	新	氏 名 所 在 電 話 番 号				
	旧	氏 名 所 在 電 話 番 号				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">新</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">旧</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	新		旧		
新						
旧						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">新</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">旧</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	新		旧			
新						
旧						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">新</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">旧</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	新		旧			
新						
旧						
担 当 者 連 絡 先	電 話 - -					
備 考						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。